

当初計画にはなかったが、人手不足を補うため一時的に発生し、結果的に被扶養者の収入要件を超えた場合になります。(例えば、年末の繁忙期対応など) 人手不足が理由であっても、残業が常態化している状況などでは”一時的”ではありません。

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者（※1）については、雇用契約等により本来 想定される年間収入が被扶養者の収入要件である130万円未満（※2）です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、**人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものである**ことを証明します。

- ※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。
- ※2 認定日が属する年の12月31日時点の年齢が、19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者を除く）の場合は150万円未満、60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は、180万円未満となります。

恒常的なものは対象外で

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日※3		令和 8 年 4 月 10 日
被保険者	(フリガナ) 氏 名	ケンボ 知ウ 健保 太郎
	被保険者等記号・番号	000-0000
被扶養者	(フリガナ) 氏 名	ケンボ ヲコ 健保 優子
	被保険者等記号・番号	000-0000

※3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

被扶養者になる方の勤務先が記載

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 —		
事業所名称			
事業主氏名			
電話番号			
雇用契約等により本来想定される年間収入	円		
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 年 月 から	令和 年 月 まで	
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）	円		

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

※5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。